

一般財団法人丸亀市観光協会 観光振興団体支援事業給付要領

1 目的

この要領は、規定する観光振興団体が丸亀市内で地域活性化イベントを開催するにあたり、キッチンカーを招聘した場合について、一般財団法人丸亀市観光協会（以下「観光協会」という。）が当該観光振興団体に対し助成金を交付することにより、丸亀市の観光振興及び産業振興に寄与することを目的とする。

2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 観光振興団体

丸亀市内で地域活性化イベントを開催する日の属する年度において観光協会の賛助会員である団体及び個人をいう。

(2) 地域活性化イベント

有料無料を問わず、丸亀市内でキッチンカーを利用したイベントをいう。

3 申請要件

助成金の申請要件は次のとおりとする。

- (1) 観光振興団体が主催する地域活性化イベントであって、1台以上のキッチンカーを招聘すること。
- (2) 関係者が宗教、政治および選挙に関係しないこと。
- (3) 関係者が暴力団及びその構成員並びに関係者でないこと。

4 助成金

助成金は、丸亀市において地域活性化イベントを実施した観光振興団体に対して、最大3万円を交付する。

助成金の限度は、予算の範囲内において、1団体につき1会計年度あたり1回限りとする。

5 申請手続き

① 申請書の配布

申請書類等は、丸亀市観光協会ホームページからダウンロードして使用する。

② 申請書の提出

イベント開催14日前までに交付申請書を提出(必着)し、イベント終了後14日以内に実施報告を行う。(メール、郵送又は丸亀市観光協会へ持参)

提出先

〒763-0045 香川県丸亀市大手町 2-4-24 大手町ビルディング 2F
一般財団法人 丸亀市観光協会 「観光振興団体支援事業」宛

③ 事業の変更及び廃止

申請者は、事業の内容を変更・廃止する場合は、速やかに別に定める変更・廃止申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けること。

④ 支援金の給付決定

申請書に基づき、給付決定書を申請団体に対し通知する。

⑤ 支援金の給付

実施報告書に基づき、1ヵ月以内に支援金を給付する。ただし、支援金を銀行振込みによって給付する場合、振込手数料は、申請者負担とする。

⑥ 提出書類

【申請】イベント開催 14 日前まで

- ・支援申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号又はイベント内容が分かるパンフレット等)
- ・暴力団等の排除に関する誓約書(様式第3号)
- ・予算書
- ・申請団体等の概要が分かるもの

【実績報告】イベント終了後 14 日以内

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・請求書(様式第6号)
- ・収支報告書
- ・イベントの開催状況が分かる写真(キッチンカーを含む)

5 特記事項

(1) 虚偽の申請や報告がなされた場合、支援金の給付を取り消すこととする。

(2) 事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。

6 その他

その他この要領に定めのない事項については、丸亀市観光協会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。